

障害者スポーツの法整備および施策

シェラー アンドreas
(Andreas SCHELLER)

I. はじめに

障害者スポーツは、医療的な視点から「運動療法」、「リハビリテーション」として始まってきたが、障害者スポーツの役割は医療的な効用に尽きるものではない。スポーツをすることで体力、「できる能力」を向上し、健康を維持することに有益である。さらに、その障害ゆえに社会から隔離され、障害者自身も閉じこもりがちになる傾向があるところ、障害者スポーツへの参加は、社会参加の機会の拡大とノーマライゼーションの普及の効用がある。さらに、スポーツの根源的な魅力であるスポーツ技能の向上自体の自己実現としての効用もある¹。

パラリンピックの創始者グットマン博士が「失った機能を数えるな、残った機能を最大限に生かせ」ということばを残しているように、障害者のスポーツは、「何ができないかではなく、何ができるか」に視点を向けることが重要である²。日本の障害者スポーツは、リハビリテーションの手段から発展してきた経過があるが、現在は、生活の中でスポーツを楽しむ障害者が増えてきている。

II. スポーツ権

スポーツという文化は本質的には、スポーツを愛好、享受する人々の自発性や主体性といったものが尊重されるべきものである。強い法的な制御になじみにくく、「規制」より「助成（支援、奨励）」が主体となるものであることから、国民があらゆる機会とあらゆる場所においてスポーツと親しむことができるようなスポーツ環境（諸条件）を整えることがスポーツ行政の中心となる。

日本国憲法ではスポーツ権を保障する明文の根拠はないが、憲法13条（個人の尊重・幸福追求権）・25条（国民の生存権・国の社会保障的義務）・26条（教育を受ける権利・教育の義務）など憲法の条文から、自由権的性格・人格形成権的な性格・社会権的な性格を有する基本的人権として導き出される。

旧スポーツ振興法は、スポーツを「この法律において『スポーツ』とは、運動競技及び身体運動（キャンプ活動その他の野外活動を含む）であつて、心身の健全な発達を図るためにされるものをいう」（2条）と定義したが、「スポーツ権」についての記載はなかった。これを廃止して新たに制定されたスポーツ基本法は、憲法上の基本的人権たる

スポーツ権を前提に、前文と基本法2条に「スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利」と初めて明記し、同3条はスポーツ権の実現に関する施策の実施を国の責務としたのである³。

日本の法律に「スポーツ権」が明記されたことは、スポーツを愛する人々にとって、画期的な出来事である。スポーツ界のフェアプレーの精神・スポーツマンシップという古典的な理念に、法の下の平等を貫徹させ、透明性・公平・公正等の法律の理念が盛り込まれた。スポーツ振興法が全面改正され新たに制定されたスポーツ基本法が、新しいスポーツルールとしてスポーツ界に施行されたのである。

ヨーロッパのスポーツ先進諸国では「体育・スポーツの実践は、すべての人間にとつて基本的人権である」と定められているように、スポーツ権は国際的にはすでに人間の有する基本的人権の一つである、と理解されてきた。

III. 障害者福祉とスポーツ

日本において障害者のスポーツが広まった契機は、1964年に開催されたパラリンピック東京大会である。各国の選手たちが生き生きとスポーツをする姿に、日本の障害者や医療関係者、福祉関係者は深い感銘を受け、日本でも障害者のスポーツを盛んにしようという動きが高まっていった⁴。

障害者福祉に関する法律はとくに第2次世界大戦以降制定された。世界中を巻き込んだ第2次世界大戦は、1945年に終結したが、多くの障害者を生むこととなり、各国は国をあげてこれらの人々の福祉に取り組むことになった。日本においても学校教育法（1947年）、児童福祉法（1947年）、身体障害者福祉法（1949年）、生活保護法（1950年）、精神衛生法（現在の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）（1950年）、精神薄弱者福祉法（現在の知的障害者福祉法）（1960年）などによって、さまざまな形で行われてきた障害者の福祉施策を、1970年に公布された心身障害者対策基本法によって、これらの法の基本理念がまとめられた。その後、この法律は障害者基本法（1993年）と改名し、具体的な施行方法なども定められ、さらなる充実が図られるようになった。

障害者基本法を根拠法とする「障害者基本計画」が、2002年に閣議決定され、障害者の生活支援の中で、すべての障害者のスポーツ振興に触れるとともに、「(財)日本障害者スポーツ協会を中心として障害者スポーツの振興を進める。特に、身体障害者や知的障害者に比べて普及が遅れている精神障害者のスポーツについて、振興に取り組む」と精神障害者のスポーツの振興を取り上げており、その後、急速に精神障害者のスポーツにも視線が向けられるようになった。

障害者のスポーツ振興に関しては、これらの法律などの中で、主として障害者が利用

しやすい施設の物理的、社会的諸条件の整備が求められ、障害者の生涯スポーツの振興に拍車がかかるようになった⁵。

IV. 障害者基本法および老人福祉法におけるスポーツとレクリエーション

特定の人を対象としたスポーツ活動の条件整備に関する法令がある。たとえば、障害者基本法は、障害者の文化的諸条件の整備において障害者スポーツについて定めている（25条（文化的諸条件の整備等））：「国及び地方公共団体は、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化芸術、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。」。

また老人福祉法は、老人福祉の増進のための事業として、老人の心身の健康の保持に資するためのレクリエーションその他広く老人が自主的かつ積極的に参加することができる事業（老人健康保持事業）について定めており（13条）、当該事業の一環として高齢者の健康・スポーツ関連事業が展開されている。

さらに労働安全衛生法70条は、労働者の健康の保持増進を図るため、体育活動、レクリエーションその他の活動について、事業者が便宜を供与するなど必要な措置を講ずるよう努めることを定めている⁶。

V. スポーツ振興法が成立するまでの障害者スポーツ

日本では、1951年に東京都で身体障害者スポーツ大会が開催されたのを契機に、都道府県単位で開催され、1963年にはほとんどの都道府県で開催されるようになった。

1944年に第2次世界大戦により脊髄を損傷した人の治療と社会復帰を目的にストーク・マンデビル病院（イギリス）で治療としてスポーツを取り入れ、同病院内のスポーツ大会に起源をもつ国際ストーク・マンデビル競技大会が1952年に開催された。日本では、東京オリンピック（1964年）に合わせて、パラリンピック（障害者スポーツ大会）が、第1部を国際大会（第13回国際ストーク・マンデビル競技大会）、第2部を国内大会として開催された。

ろうあ者では、1924年に国際ろう者スポーツ委員会が第1回デフリンピックを開催し、日本においても1926年にろうあ者体育競技大会が開催され、第2次世界大戦まで続き、戦後は、1967年から全国ろうあ者体育大会が開催されている⁷。

VI. スポーツ振興法の成立

スポーツの推進のための基本的な法律として、2011年に議員立法により、スポーツ振

興法が改正され「スポーツ基本法」が制定された。スポーツ基本法は、全部で35カ条の短いものだが、その基本的骨格は1961年に制定されたスポーツ振興法と同様である。

スポーツ振興法においては、青少年スポーツ（8条）および職場スポーツ（9条）については固有の規定があるが、障害者スポーツについては固有の規定が存在しない。スポーツ振興法（昭36法141）が制定された1961年は、日本の障害者スポーツがスタートしたばかりという時期である。スポーツ振興法においては、障害者スポーツを否定しているものではないが、障害者スポーツについての十分な理解があったとはいえない⁸。

スポーツ振興法は、国や地方公共団体に対して、スポーツをすることができるよう諸条件の整備に努めることを規定していた（3条1項）が、①スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であるとの視点が脆弱であり、②スポーツを行う権利を実現するためのスポーツ団体などの責務を規定していないという点で不十分な点があった。障害者スポーツに関していえば固有規定が存在しないという点で時代にそぐわなくなってしまい、抜本的な改正が求められた⁹。

VII. スポーツ基本法における障害者スポーツの固有な条項

スポーツ基本法は、スポーツ振興法の全面改正の形式をとっており、スポーツに関する基本理念を定め、国および地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにし、スポーツに関する施策の基本となる事項を定める（1条）。

障害者スポーツについての固有な条項として、

- ① 障害者がスポーツを行うことの保障に関する規定（2条5項）、
- ② 障害者のトップアスリートの競技水準の向上のための施策（2条6項）、
- ③ スポーツ施設の整備にあたり、障害者に対する利便性の向上を求める規定（12条2項）、
- ④ 全国障害者スポーツ大会についての規定として、
 - (a) 日本障害者スポーツ協会、国、開催都道府県が共催で、総合的な競技として実施すること（26条2項）、
 - (b) 国は、日本障害者スポーツ協会および開催地の都道府県に対する援助を行うこと（26条3項、33条1項1号）、
- ⑤ 国は、日本パラリンピック委員会などが国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるにあたっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るとの規定（27条2項）を定めている。

1978年には、ユネスコ「体育およびスポーツに関する国際憲章」が採抲され、「学齢前児童を含む若い人々、高齢者、身体障害者に対して、その要求に合致した体育スポー

ツのプログラムにより、その人格を全面的に発達させるための特別の機会が利用可能とされなければならない」（1条3項）と定められた。日本スポーツ法学会は、1997年、「スポーツ基本法要綱案」を発表し、「すべての国民は、ひとしくスポーツに関する権利を有し、生涯にわたって実際生活に即し、スポーツに参加する自発的な機会が保障されなければならない。スポーツに参加する者は、人種、信条、性別、出生、社会的身分、経済的地位、障害の事情などにより差別されてはならない」と障害者であってもスポーツに参加する権利保障を求めていた。2010年の日本弁護士連合会意見書においても「スポーツへの参加において、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位、障がいの有無などにより不合理に差別されること」が求められていたことが、上記基本法の各規定に反映したものである。

これらの提言などを踏まえて、日本においても、ようやく障害者のスポーツの権利がスポーツ基本法に盛り込まれたものである¹⁰。

VIII. 地域の障害者スポーツ施設

パラリンピックや各種スポーツ大会で、障害者のスポーツへの関心が広がったとしても、それを社会に根づかせるためには、日常生活のなかで接することのできる環境が整っていかなくてはならない。身近な地域で「いつでも、どこでも、誰でも、誰とでも、いつまでも」スポーツを楽しめることが原点といえる。

地域における障害者のスポーツ振興の中心となる役割を担っているのが、全国各地にある障害者福祉センターや障害者のスポーツ施設である。最近では、障害のある人のみを対象としないスポーツ施設として、障害者スポーツ交流センターも各地に建設されるようになった。また、各地域のスポーツセンターにおいても、障害のある人も利用することを考えて設計されている場合が多くなってきている。

日本で初めて障害のある人を対象にしたスポーツセンターが誕生したのは、1974年、大阪市東住吉区にある大阪市身体障害者スポーツセンターである。障害のある人が、スポーツを通じて健康の増進、機能の回復や向上を図るほか、精神的にも自信と勇気を養い、社会参加の機会を増やし、豊かな日常生活を送ることを目的に設立された。

身体障害者福祉法にもとづく身体障害者社会参加支援施設としては、身体障害者福祉センターがある（31条）。これらの設置目的としては、各種相談、機能訓練、教養の向上、社会との交流、レクリエーションなどの促進として位置づけられている¹¹。

IX. スポーツ基本法と障害者スポーツ施設

障害者が利用できるスポーツ施設として、障害者が優先的に利用できる専用施設が建設されてきた。障害者専用の、または障害者が優先的に利用できる「障害者スポーツ施設」は全国に141施設が設置されている。

日本では、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」などを経て、2006年には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(新バリアフリー法)が制定され、一定規模以上の体育館・水泳場などの運動施設もバリアフリー化が求められている。

2016年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行された。この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等および民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としている。

スポーツ基本法は、「国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようになるとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設(スポーツ設備を含む)の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない」とした上で、「スポーツ施設を整備するにあたっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする」と定めた(12条)。

新バリアフリー法およびスポーツ基本法の下では、障害者が優先利用できる専用施設のみならず、障害者も利用可能な汎用スポーツ施設として、きめ細かく施設が設置され、障害者が身近な施設においてスポーツ参加を可能とする施策が求められる。スポーツ基本法は、居住する地域で身近にスポーツを楽しめること(2条3項)、学校スポーツ施設の一般利用を求めており(13条)、障害者が身近でスポーツを楽しむ施設として学校スポーツ施設の利用を可能とする施策が要請されるものである。

スポーツ基本法12条の規定は、国や地方公共団体に努力義務を課しているものであり、民間のスポーツ施設に対しては直接効力が及ぶものではない。「体育およびスポーツに関する国際憲章」では、「あらゆる段階の政府、公当局、学校および適切な私的機関は、協力し、ともに計画して、体育・スポーツの施設、設備、用具を提供し、最適な条件で利用できるようにする義務がある」(5条2項)と一部の私的機関についてもスポーツ施設・設備の提供などの義務を課しているが、スポーツ基本法は、私的機関には義

務を課していない。

一方で、スポーツ基本法は、スポーツ団体や民間事業者に対してもスポーツの基本理念の実現に努力することを定めており(7条)、民間施設であっても、合理的理由がないまま、障害者に対する利用を拒むような事例では、スポーツ基本法の規定を根拠に不法行為と判断される場合がありうる^{1,2}。

X. 国際的な障害者スポーツの施策

1976年に開催された国連総会は、1981年を「完全参加と平等」を目標テーマとする「国際障害者年」とした。1982年の国連総会において「障害者に関する世界行動計画」が決議され、「障害者スポーツが重要であることは益々認識されてきている。したがって加盟各国は、障害のある人のあらゆる形のスポーツ活動を、とりわけ適切な施設の提供及びこれらの活動の適切な組織化を通じ、奨励すべきである」とし、障害者スポーツの普及をめざした。

1978年には、「体育およびスポーツに関する国際憲章」が採択され、「学齢前児童を含む若い人々、高齢者、身体障害者に対して、その要求に合致した体育スポーツのプログラムにより、その人格を全面的に発達させるための特別の機会が利用可能とされなければならない」(1条3項)と定められた。

1992年には、「新ヨーロッパ・スポーツ憲章」が採択され、「すべての市民がスポーツに参加する機会をもつことを保証し、必要な場合には障害者や社会経済的に恵まれない人びと、さらにまた豊かな才能に恵まれた青少年に対しても、スポーツへの参加を効果的に促す特別な措置を講じる」(4条2項)、「身体障害者や精神障害者など、障害者や恵まれない人びとがスポーツ施設を容易に利用できるように、スポーツ施設の管理責任者は適切な対策を講ずるべきである」(4条4項)と、障害者がスポーツに参加するための措置を講じることを求めた。

1993年の国連総会においては、「障害者の機会均等化に関する標準規則」が決議され、各国が障害のある人々に対し、レクリエーションとスポーツへの平等の機会を確保するよう決議している。

アジアにおいても、1992年国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP=United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific)は、1993年～2002年を「アジア太平洋障害者の10年」とし、アジア、太平洋地域の障害者の完全参加と平等をめざした^{1,3}。

21世紀になって、欧州連合(EU)の欧州委員会が主体となりスポーツの政策をまとめる試みがなされてきた。2000年12月に出された「ニース宣言」では、「スポーツは、

人間の自発性に基づいたもので、健康、教育、社会的統合および文化に特別な意義をもたらすもの」として、EUは、それらを経済的な側面からのみ捉えるのではなく、その広範な意義をみとめ、保護、尊重、促進するとしている。そして、2007年に、スポーツの社会的役割、スポーツの経済的側面、スポーツの体制づくりの3部からなる「スポーツ白書」をまとめ、その中で、EUの欧州委員会が果たす役割として、障害がある人、ジェンダー、人種、暴力などの対象を項目にあげている¹⁴。

XI. 日本における障害者スポーツの施策

日本では、1970年に障害者基本法が制定され、「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」を「障害者」と定義し（2条）、「すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる」（3条2項）ことを保障している。

日本でも、国際的な動きに呼応して、1980年に政府内に国際障害者年推進本部を設置し、「障害者対策に関する長期計画」を策定し障害者施策を推進した。「国連・障害者の10年」の中間年である1987年には、「障害者対策に関する長期計画」後期重点施策の1つとして「スポーツ、レクリエーション及び文化施策の推進」を追加し、障害者スポーツ施策の重要性が認識された。

1993年には、「障害者対策推進本部」は「障害者対策に関する新長期計画」を決定し、「スポーツ、レクリエーション及び文化活動への参加機会の確保は、障害者の社会参加の促進にとって重要であるだけでなく、啓発広報活動としても重要である。また、これらの活動は、障害者の生活を豊かにするものであり、積極的に振興を図ることが必要である。特に、スポーツについては、障害者の健全増進という視点からも有意義である」としている。

1995年に策定された「障害者プラン」の「生活の質（QOL）の向上を目指して」において、1998年長野パラリンピック冬季競技大会をはじめ、各種スポーツ大会の開催、スポーツ・レクリエーション教室の開催、スポーツのできる施設の整備等を通じた障害者スポーツの振興を図ることや、障害者スポーツ指導者の養成研修を強化するとともに、スポーツ大会へのボランティアの参加を促進し、障害者スポーツに対する理解と関心の高揚を図ることで、障害者スポーツの振興等を進めていくこととした¹⁵。

2011年に施行されたスポーツ基本法においては、「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない」としている（2条5）。文部科学省では、スポーツ基本法に基づき、2012年にスポーツ基本計画を策定し、「年齢や性別、障害等を問わず、広

く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること」を基本的な政策課題として、障害者スポーツの推進を図っている。

また、2014年度より、全国障害者スポーツ大会などのスポーツ振興の観点が強い障害者スポーツ事業が厚生労働省から文部科学省に移管され、スポーツ政策として一体的に推進されている。

スポーツ行政を一元的に進めるスポーツ庁が2015年10月に発足した。スポーツ庁によると、2020年東京パラリンピック競技大会の成功や、共生社会の実現等の大会後のレガシーの創出のためには、障害者スポーツに対する国民の関心を高めるとともに、社会全体で障害者スポーツの支援に取り組むことが必要である。

スペシャルオリンピックスやデフリンピックをはじめ、パラリンピック以外の障害者スポーツについては、パラリンピックに比べて認知度や支援が十分ではないとの指摘があり、障害者スポーツ全体について支援に取り組むことも必要である。

所管である文部科学省としても様々な取組を行っているところであり、スポーツ団体や民間企業等とも連携して社会全体の取組に発展させるために「文部科学省障害者スポーツ推進タスクフォース」を設置した。

「文部科学省障害者スポーツ推進タスクフォース」の検討事項としては、

- ① 障害者スポーツに対する社会の理解促進・認知度向上
 - ② スポーツを行う場や障害者スポーツ用具の確保等、障害者スポーツの環境整備
 - ③ 民間企業等とのマッチング等、組織面・財政面で弱い障害者スポーツ団体への支援
 - ④ 身近な地域での障害者スポーツイベントの充実、障害者スポーツに関する国際大会の招致等、障害者スポーツ大会・イベントの推進
 - ⑤ 上記①～④に係る、スポーツ団体や民間企業等との連携
- などがある¹⁶。

XII. おわりに

スポーツを生活の中で身近に楽しむことができるようになるには、障害のあるなしに関わらず、地域でスポーツを楽しむことができる機会を設けること、地域にあるスポーツ施設の使用を容易にすることなどが重要である。

スポーツを振興する条件として、人が集うことができる「組織の充実」、豊富な知識と指導力をもつ「指導者の充実」、遊びから競技スポーツとしても使いやすい「施設の充実」、スポーツを生活化するための「イベントや競技会の充実」のほか、これらの活動を支える「財源の充実」があげられる。これらの条件は、障害者のスポーツ振興には、よ

り重要なテーマであり、より一層の法整備が期待されるところである。

引用文献

- (1) 日本スポーツ法学会 編『スポーツ基本法』(2011年、成文堂) 92頁
ノーマライゼーション：正常化、標準化、通常化の意。社会福祉の基本的理念の一つとして承認されるようになっている。障害者や高齢者がほかの人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え方。従来の福祉活動で行われてきた、社会的弱者を社会から保護・隔離する傾向を反省し、すべての障害者等の日常生活の様式や条件を、通常の社会環境や生活様式に可能な限り近づけることを目指す。施設に隔離・分離するのではなく、普通の生活をするための障害者等の住みやすい街づくりやサービスが重視される。
- (2) 三村寛一 編著『スポーツと法』(2011年、第1版、嵯峨野書院) 78頁
- (3) 日本スポーツ法学会・前掲注(1) 1頁以下
- (4) 三村・前掲注(2) 58頁
- (5) 三村・前掲注(2) 62-63頁
- (6) 菊幸一・齋藤健司・真山達志・横山勝彦『スポーツ政策論』(2011年、成文堂) 45頁)。
- (7) 日本スポーツ法学会・前掲注(1) 86頁
- (8) 日本スポーツ法学会・前掲注(1) 87頁
- (9) 日本スポーツ法学会・前掲注(1) 90頁
- (10) 日本スポーツ法学会・前掲注(1) 91-92頁
- (11) 三村・前掲注(2) 68-69頁
- (12) 日本スポーツ法学会・前掲注(1) 97-98頁
- (13) 日本スポーツ法学会・前掲注(1) 88-89頁
- (14) 菊・齋藤・真山・横山・前掲注(6) 280頁
- (15) 日本スポーツ法学会・前掲注(1) 89-90頁
- (16) スポーツ庁健康スポーツ課障害者スポーツ振興室『障害者スポーツを取り巻く状況』・『文部科学省障害者スポーツ推進タスクフォース 概要』(2016年)

参考文献

- ・ 友添秀則 編『現代スポーツ評論』(2014年5月、第30号、創文企画)
- ・ メディア総合研究所 メディア総研ブックレットNo.5『スポーツ放送権ビジネス最前線』(2001年5月、花伝社)
- ・ 小笠原正・塩野宏・松尾浩也『スポーツ六法2014』(2014年、信山社)
- ・ エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク 編『スポーツ法務の最前線－ビジネスと法の統合一』(2015年、民事法研究会)
- ・ 玉木正之『NHK人間講座 日本人とスポーツ』(2001年6月、日本放送出版協会)
- ・ 内海和雄 編『スポーツと人権・福祉』(2015年、創文企画、広島経済大学研究双書第42冊)
- ・ 日本体育協会 地域におけるスポーツ振興第8章『地域におけるスポーツ振興方策と行政のかかわり』(2013年)
- ・ 友添秀則 編『現代スポーツ評論』(2015年5月、第32号、創文企画)
- ・ 村上武則 編著：横山信二『新・基本行政法(Basic Administrative Law)』、(2016年、有信堂)
- ・ 村上武則 編著：横山信二『新・応用行政法(Applicable Administrative Law)』、(2017年、有信堂)